

紹介手数料の返還金制度について

(採用決定者が退職した場合の対応)

弊社から紹介した採用決定者が入社後（試用期間も含める）、本人の責めに帰すべき事由により 6 ヶ月以内に退職した場合は、その期間に応じて以下の割合で、紹介手数料を返還するものとする。

1 ヶ月未満	100%、	2 ヶ月未満	50%、
3 ヶ月未満	30%、	6 ヶ月未満	10%
6 ヶ月以降	返還金はありません		

なお、就業先の事由に起因する退職、就業先の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、紹介手数料の返還は適用されない。また、当該採用者の退職の申出が 6 ヶ月未満であっても、実際の退職日が 6 ヶ月以降の場合も、上記の紹介手数料の返還は適用されない。なお、当該退職が就業先による対価の支払い前であっても、就業先の対価支払い債務は消滅しないものとする。

株式会社リスコ

岡山市北区厚生町 3-1-15

岡山商工会議所ビル 8F